構 造改革特別区域計画

- 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鹿屋市
- 2 構造改革特別区域の名称 かのやすくすく特区
- 3 構造改革特別区域の範囲 鹿屋市の全域
- 4 構造改革特別区域の特性
- (1)本市の教育的風土

大隅半島の中心に位置する鹿屋市は,高隈山地の麓,肝属川の沖積地に開け,人や物流の集まる南九州の要衝の地として古くから栄えてきた。古来,この地は,中央からの独立性を維持した大隅隼人の本拠地として日本書紀に記述され,また,長らくこの地に入ることを阻まれた島津氏が,平定後一族を配置し直轄領とした場所である。その自主自立の気質は,広く郷中教育の中で脈々と受け継がれ,明治維新の際の原動力ともなった。本城に天守閣を持たず,「人をもって城と為す」とした人づくりを基本とする薩摩藩の精神は,教育に力を注ぐ本県の伝統であり,本市も本県2位の人口を有する中核都市として人づくりを市政の大きな柱としている。

現在,本市は「健康・スポーツ都市かのや」(第三次鹿屋市長期総合開発計画)を策定し,平成8年~平成17年度までの基本構想,基本計画のもと,基本目標の一つに「人・いきいきかのや」を掲げ様々な施策を行っている。学校教育面では,市立として小学校20校,中学校8校,高等学校(複数学科)1校,看護専門学校1校を有し,全小学校参加の陸上,水泳,カヌー大会や全小・中・高等学校による音楽発表会等,全市的な教育活動を展開している。また,小学校英語学習推進モデル事業の導入によって、国際性豊かな感性の育成を目指したり,鹿児島大学教育学部,鹿屋体育大学,大隅少年自然の家等,他の教育機関と教育実習や研究協力を通して連携を図ったりして,先進的な研究・実践に積極的に取り組んでいる。

(2)地域に根ざした教育の推進

学校は、文化の発信地として、また地域のシンボルとして、地域住民の 愛着に支えられて発展してきた。本市においても、学校は地域と密接なつ ながりをもち、地域ぐるみの活動や伝統行事の中で子ども一人一人の顔が 見える教育が行われてきた。

そのよき伝統を学校の活力として見直し、積極的に取り入れようと「特色と風格を備えた活力ある学校づくり」推進事業を導入している。地域の人材、伝統行事、自然、施設を生かした各学校独自の教育活動は、子どもたちに、地域、学校、自分の良さに気づかせ、誇りや自信を持たせることにつながっている。具体的には、鹿屋体育大学との連携によるヨット等の海での活動、苗の育成から収穫までの米作りの取り組み、清流を生かした蛍の飼育と放流の活動、アジア・太平洋農村研修村を拠点とした国際交流等である。市は、これらの活動を財政面から支援し、地域に根ざした開かれた学校づくりを推進している。

(3)地域として一貫性のある教育の推進

児童生徒の成長について、小・中・高の12年間の教育を見通して考え、それぞれの成長期に身に付けるべき力を責任をもって定着させようと、「小・中・高連携事業」を実施している。全体の推進会議のもと、同じ中学校区内の小・中学校からなる8つの分科会を組織し、鹿屋市内外の6つの高等学校がこれに参加する。校種間でのべ18回の研究授業を提供して指導法や学習内容の研修を深めたり、算数の共通テストを実施して基礎・基本定着の実態調査を進めたりしている。分科会は年間のべ26回開かれ、率直で活発な情報交換によって、小・中・高の教職員の交流が図られている。指導法や学習内容に一貫性や連続性が生まれることで基礎・基本の定着が図られるとともに、小・中・高の教師が連携し、同じ思いで子どもたちを見守り、育てようとしていることを児童生徒自身が実感することで、教育効果が高まることを期待している。

(4) 個に応じる教育の推進

本市では,児童生徒一人一人を大切にし,きめ細かな指導を図るため,早くから指導法改善に取り組み,ティーム・ティーチングや少人数指導に

よって,個に応じた教育を推進してきた。具体的には,少人数指導の授業を通した「指導法改善加配者研修会」や「研究指定協力校の研究公開」によって指導法改善への取り組みを促したり,教師を国内外の先進地に滞在派遣する「教職員研修事業」を実施し,先進校の成果の波及に努めたりしている。

また,平成14年からは,不登校児童生徒を支援するために本市の事業として不登校児童生徒支援事業「マイフレンドプログラム」を導入し,市が委嘱した指導員による訪問指導によって,教育相談や補充学習等によるきめ細かい相談活動が行われ,学校,保護者から好評を得ている。

さらに、平成15年から少人数指導支援事業「かのやすくすくプラン」を導入した。この事業は、小学校低学年の早い時期において、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎学力の確実な定着、基本的な生活習慣や学習習慣の育成等を目指したものである。本県では、県教育委員会が、1学級あたり児童数36人以上の学校に、常勤または非常勤講師1名を配置する事業「すくすくプラン」を実施している。本市では、この県の「すくすくプラン」の趣旨を受け、小学2年生においても、継続して少人数指導を行っていくために、非常勤講師を市費負担で配置している。

5 構造改革特別区域計画の意義

「人づくり」の理念のもと、本市では上述のように、郷土や自分に対して誇りと自信をもち、粘り強く自己実現を図る児童生徒を育てるために様々な取り組みを行ってきている。

そして、その中心に学力向上を位置づけ、すべての学習活動の基盤となる確かな学力を、一人一人にしっかりと身に付けさせるように努めている。 学力向上を大きな目標に掲げるのは、学力向上に取り組むことによって、 自己実現に関わる2つの大きな素養が児童生徒に培われると考えるからである。

まず第一に,能力の伸長である。「思考力」「表現力」「技能」「知識・理解」は,物事の有り様を的確に理解・判断し,見通しをもって論理的に処理していくために必要なものであり,その総合力として問題解決能力が養われ,夢や目標を達成していく力となる。

第二には,意欲,態度の育成である。学力が向上する過程では,「わかっ

た」「できた」という楽しさや喜びを伴った成就感を積み重ねることができる。その結果,児童生徒に「自分には『わかる』『できる』力がある。やってみよう!」という効力感や自信をもたせることになり,自分の課題をポジティブに捉え,解決や実現にむけて積極的に取り組んでいこうとする意欲や態度を育てると考える。

そして、このような学力向上のためには、指導法の改善が急務であると捉え、継続的に取り組んできているが、十分に確立されていない面もある。例えば、理解が不足しがちの児童生徒に寄り添って補充説明を行うだけの従来型のティーム・ティーチングでは、学力定着の効果が十分に上がらない傾向が指摘されている。本市では、効果的なティーム・ティーチングの在り方を模索しながら、学校の実態に応じて、積極的に少人数指導や習熟度別学習の導入を推進している。現在、元来少人数である小規模校10校を除いた18校の内、14校で少人数指導が行われ、さらに12校で習熟度別学習が実施され、成果を上げつつある。

本市では、少人数指導による効果について、教師と児童生徒同士のかかわり方がより密接になり、個への対応が一層可能になると評価し、推進している。少人数指導では、教師からの一方的なかかわりでなく、教師と児童生徒との双方向的なかかわり方がくり返し行われやすい。このことで、児童生徒一人一人が、発表や思考や表現など、自分を発揮する場や活動を十分に与えられ、教師も一人一人を褒め、つまずきを補い、個に応じて適切に導くことができる。

少人数指導による児童生徒への効果的なかかわり方で,「読み,書き,算」等の基礎・基本を徹底的に身に付けさせ,自信を持って自由に使えるようにする。また,個々の認識傾向や学習状況を配慮したきめ細かい指導を通して,学習態度や家庭学習習慣を含めた自己学習力を養うとともに,個性をより伸ばすための発展的な学習も充実させ,思考力や表現力を高め,学力の向上を達成していくことができる。

このような願いから,県教育委員会が配置した指導法改善のための加配 教員を十分に生かして少人数指導を推進していくことは重要な課題と考え ているが,少人数指導の導入にあたっては,2つの視点を考えている。

1つ目は,少人数指導は,単元や教材によって,習熟度を加味した指導法がより効果を上げやすいという視点である。そして,少人数指導のため

のコース選択については,児童生徒が適切な自己理解,自己評価を行い, 自己決定することが大切である。

2つ目には、小学校低学年でこそ、一人一人を大切にした少人数指導の効果が期待されるという視点である。今日的な教育課題は、小学校低学年時の教育に関係することが多いと考えている。低学年の早い時期において、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎学力の確実な定着、基本的な生活習慣や学習習慣の育成ができれば、上級学年になっても学習意欲を失わずに取り組んでいくことができる。学校での集団生活に慣れない児童が「きめ細かい教師のかかわり」によって、「自分が大切にされている」という実感を持つことはとても大事である。児童は、能力面や意欲面で、効力感や満足感を覚え、授業に集中し、家庭で復習する学習のサイクルが身に付いていくと考える。

ところが、小学校低学年の児童は、自分の学級集団に慣れるのが精一杯であり、中学年や高学年と比べ、自分でコース選択や自己評価をする力も不十分である。自己コントロールが難しく、些細なことや様々な要因で学習が成立しないことも多く、この時期の児童への指導は、家庭と連携した深い児童理解が不可欠である。つまり、中・高学年のように学級集団を解いて少人数指導のための学習集団を形成していく力はまだ不十分であり、学校生活全般で少人数指導を展開することが望ましい。

そのためには、小学校低学年だけは、学習時の集団を、生活時にも維持して指導を展開していくことが必要である。そこで、学力向上のための少人数指導を推進していくために、小学校低学年に限って、学習集団と生活集団を一致させ、かかわる教師を特定し、少人数集団を安定させる必要があると考えている。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 計画の概要

本市で平成15年に導入した少人数指導支援事業では,配置講師は,学習時における少人数指導に加えて,適宜,生活指導にも関わってきたが,学習指導では,時数の関係からTTとして担当できる教科は限定され,また,非常勤としての勤務態勢の中では,放課後等の補充指導に携わることができなかった。また,少人数指導やTT指導のための打ち合わせや学年会を十分な形で設定することができなかったりして,その指導・支援には限界もあっ

た。また,小学校低学年での少人数指導の目的である「小学校低学年の早い時期に,個に応じたきめ細かな指導の充実を図り,基礎学力の確実な定着,基本的な生活習慣や学習習慣の育成等を目指したもの」にするためには,学習集団だけでなく,生活集団も少人数化を図って指導を徹底していく必要性を感じた。

そこで、平成16年度は構造改革特区(特定事業の名称:「810市町村負担教職員任用事業」)の認定を受けることで、本市が独自に任用した講師を常勤とし、学級担任の業務をさせることで、小学校低学年におけるすべての教科や学習活動で少人数指導の徹底を図っていきたい。講師は、県教育委員会と十分な協議の上、県の実施する少人数支援事業に該当せず、小学校1、2年生時に1学級が35人以上となる鹿屋市立小学校に配置する。学習のときだけでなく、学校生活全般で少人数指導を行うことで、基礎学力の確実な定着、基本的な生活習慣や学習習慣の育成等を目指す。

	平成15年度(非常勤講師)	平成16年度以降(常勤講師)	
児童数	7 0 人	7 0 人	
生活集団	3 5人 3 5人	23人 23人 24人	
学習 集団	2 3 人 2 3 人 2 4 人	2 3 人 2 3 人 2 4 人	
	学習のときだけ,少人数指導 ができる	学習や学校生活すべてで,少人 数指導ができる	

(2)講師を低学年に配置する理由

就学前に十分な集団生活のしつけや基本的生活習慣が身につかないまま小学校に入学してくる児童が増え,低学年において落ち着いた学習が成立しにくくなっていること。そして,それらの児童への個別の対応が求められること。

発達段階の特性として、独占欲が強く、友達や教師とのコミュニケーションを 求める時期であること。

義務教育の入門期である小学校 1・2年生で身についた基本的な生活習慣や学習習慣,基礎的・基本的事項は,その後の小学校中学年・高学年,そして中学校へ進んでいく上での大切な基礎学力となること。

保護者や学校が,学習面,生活面の両面から,低学年における少人数指導を強く望んでいること。

(3) 平成16年度以降の講師配置状況

かのやすくすく対象,	· ¬ 県すくすく対象
	· ホットメンタ

	区分	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
鹿屋小	入学児童数 (学級数)	76人 (2)	83人 (3)	77人 (2)	75人 (2)	8 4 人 (3)
	1 学級児童数	38.0	27.7	38.5	37.5	28.0
笠野原小	入学児童数 (学級数)	5 0 人 (2)	45人 (2)	43人 (2)	42人 (2)	47人 (2)
	1 学級児童数	25.0	22.5	21.5	2 1 . 0	23.5
寿小	入学児童数 (学級数)	103人(3)	105人(3)	102人(3)	100人 (3)	1 1 1 人 (3)
۱,	1 学級児童数	3 4 . 3	35.0	3 4 . 0	3 3 . 3	37.0
寿北北	入学児童数 (学級数)	135人(4)	134人(4)	127人 (4)	1 2 4 人 (4)	1 3 8 人 (4)
小	1 学級児童数	3 3 . 8	3 3 . 5	3 1 . 8	3 1 . 0	3 4 . 5
田崎小	入学児童数 (学級数)	90人 (3)	96人 (3)	9 8 人 (3)	96人 (3)	107人 (3)
	1 学級児童数	3 0 . 0	3 2 . 0	3 2 . 7	3 2 . 0	35.7
西原	入学児童数 (学級数)	104人	109人 (3)	108人 (3)	105人	117人 (3)
小	1 学級児童数	34.7	36.3	36.0	35.0	39.0
西原台小	入学児童数 (学級数)	9 1 人 (3)	108人 (3)	92人 (3)	90人 (3)	1 0 0人 (3)
	1 学級児童数	30.3	3 6 . 0	30.7	3 0 . 0	3 3 . 3
大姶良	入学児童数 (学級数)	4 8 人 (2)	4 8 人 (2)	46人 (2)	45人 (2)	50人 (2)
良小	1 学級児童数	2 4 . 0	2 4 . 0	2 3 . 0	2 2 . 5	2 5 . 0

(2年) H16 (1年) (2年) H18 (1年)

(2年) H17 (1年) (2年) H19(1年)

<講師数の見込み>

	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1 学年配置	寿小【県指定】	なし(寿小)	西原小	寿北小
2 学年配置	寿小・西原小	寿小【県指定】	なし(寿小)	西原小
現在の対象数	3	1	1	2
実施可能性の数	2	2	2	2

- ・ ()は児童1人増で講師配置の可能性がある学校
- ・【県指定】は児童1人増で県からの講師配置の可能性がある学校

- 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的 効果
- (1) 学力向上において、表現力や思考力を伸ばし養うことは重要である。説明や発表等の表現活動には、相手に自分の考えを伝えるために、自分の中で論理的に整理してわかり直す活動を進める効果がある。児童一人一人が、じっくりと考えて問題解決に取り組み、その活動によって生まれた自分の考えや思いを相手に伝える表現活動が充実すれば、学ぶ楽しさや充実感を味わわすことができる。そして、表現や思考の活動は、少人数であればこそ、じっくり考え、一人一人が表現するチャンスが保証され、その活動を教師が褒めたり、アドバイスしたりして密接に関わることができる。そのかかわりによって、児童は充実感や自信を持ち、学習に積極的に取り組んでいくことが期待される。
- (2) 小学校初期の1・2年生は,発達段階の特性として,独占欲が強く,級友や教師とのコミュニケーションを求める時期である。また,基本的な生活習慣が確立していない子どもや学習習慣が身につかずじっと座っていられない子どもへの個別の対応が求められる時期である。そのことから考えたとき,低学年に配置する意義は大きい。
- (3) 小学校低学年において,少人数指導を効果的に推進するには,学級の少人数化による学習集団と生活集団の一致が必要であり,児童は落ち着いた雰囲気の中でよりきめ細かな個に応じた指導を受けることができる。その結果,基本的な生活習慣が身につき,節度ある行動ができるようになる。また,一人一人の子どもへの理解が深まることで,積極的な生徒指導が充実して家庭との連携も図りやすくなる。これらのことから,上学年,中学生と学年が進んでも,学習面での落ちこぼしやいじめ,不登校,学級崩壊等を未然に防ぐことができると考える。
- (4) 少人数指導推進のために学級担任のできる市費の教員が配置されることによって, 学校の指導体制や教職員の意識が変わる機会になる。また,市が自ら負担する講師を配置することで,地域の教育への関心が増え,また,郷土の教育,人 材育成に関わりたいと願う市民の意識が高まり,地元人材の活用が図られる。
 - 8 特定事業の名称市町村費負担教職員任用事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定 事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団 体が必要と認める事項

(1)小・中・高連携事業

児童生徒の成長について、小・中・高の12年間の教育を見通して考え、それぞれの成長期に身に付けるべき力を責任をもって定着させようと、研究授業や共通テストを実施し、指導法や学習内容に一貫性や連続性をもたせようとする取り組みである。基礎・基本の定着が図られるとともに、小・中・高の教師が連携し、同じ思いで子どもたちを見守り、育てようとしていることを児童生徒自身が実感することで、教育効果が高まることを期待している。

(2) 不登校児童生徒支援事業

不登校の児童生徒を対象に,市が委嘱した指導員による訪問指導によって,教育相談や補充学習等によるきめ細かい相談活動を行う。

別紙

- 1 特定事業の名称8 1 0 市町村費負担教職員任用事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの 鹿屋市
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始日 特区認定の日
- 4 特定事業の内容
- (1)事業の主体 鹿屋市
- (2)事業が行われる区域 鹿屋市の全域
- (3)事業の実施期間 平成16年から実施
- (4)事業の内容

小学校低学年の早い時期に,個に応じたきめ細かな指導の充実を図り,基礎学力の確実な定着,基本的な生活習慣や学習習慣の育成等を目指す。特定の教科だけでなく,すべての教科や学習活動,学校生活すべてで少人数指導の徹底を図り,学力向上の基礎を培う。そのためには,学習集団と生活集団を共に少人数化する必要があり,市費負担の常勤講師を任用し,小学校低学年において,少人数の学級編成(1学級35名以上の学級対象)を行う。

- 5 当該規制の特例措置の内容
- (1)当該区域において周辺の地域に比して教育上特に配慮が必要な事情・ 背景

鹿屋市教育委員会では,本市の「人づくり」の理念を具現化,達成していく上で,学校教育においては,学力の向上として捉えている。郷土や自分に対して誇りと自信をもち,粘り強く自己実現を図る児童生徒を育てる

ために様々な取り組みを行ってきているが、すべての学習活動の基盤は、「確かな学力」であり、学力向上に取り組むことによって、自己実現に関わる2つの大きな素養が児童生徒に培われると考えるからである。

まず第一に,能力の伸長である。「思考力」「表現力」「技能」「知識・理解」は,物事を的確に理解・判断し,筋道立てて処理していくために必要なものであり,夢や目標を達成していく問題解決能力となる。

第二には,意欲,態度の育成である。学力が向上する過程で味わう「わかった」「できた」という楽しさや喜びを伴った成就感は,効力感や自信をもたせることになり,課題解決や夢の実現にむけて積極的に取り組んでいこうとする意欲や態度を育てると考える。

そして,鹿屋市教育委員会では,学力向上のために,学校の実態に応じて,少人数指導や習熟度別学習の導入を推進している。少人数指導による効果について,教師と児童生徒のかかわり方がより密接になるとともに,双方向的なかかわりが充実すると評価している。児童生徒一人一人が発表,思考,表現等の自分を発揮する場を十分に与えられ,教師も一人一人を褒め,つまずきを適切に補うことができる。

少人数指導による児童生徒への効果的なかかわり方で、「読み、書き、算」等の基礎・基本を徹底的に身に付けさせ、学習態度や家庭学習習慣を含めた自己学習力を養うことができる。現在、元来少人数である小規模校10校を除いた18校中14校で少人数指導が行われ、さらに12校で習熟度別学習が実施され、成果を上げつつある。

このような少人数指導による指導法改善が進む中で,本市は各集落が海岸沿いや山間部あるいは商業地区と広範囲に広がり,全児童数30人の複式を含む小規模校から,学級数26クラスの820人を越える大規模校まである。そのため,学校間で1学級あたりの児童数の差が大きく,今日的な教育課題を抱えることが多い大規模校での少人数指導のニーズは高い。

10人以下	7 校	5 1 ~ 7 5 人	2 校
11~ 25人	4 校	76~100人	1 校
26~ 50人	3 校	101~150人	3 校

平成15年度 小学校1年生児童数別にみた学校数(全20校)

そのため、県教育委員会が配置した指導法改善の加配教員を十分に活用して、少人数指導を推進しているが、その効果は、小学校低学年でこそ期待されると考えている。低学年の早い時期において、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り、基礎学力の確実な定着、基本的な生活習慣や学習習慣の育成ができれば、上級学年になっても学習意欲を失わずに取り組んでいくことができる。

しかし、小学校低学年での少人数指導の導入にあたっては、少し課題がある。 少人数指導は、単元や教材によって、習熟度を加味した指導法がより効果 を上げやすい。児童生徒の認識傾向に配慮し、自分が学びたい方法を選択 するコース選択制が効果的であり、この際、児童生徒が適切な自己理解、 自己評価を行い、自己決定することが大切になる。この学び方を選択する 手続きが、小学校低学年の児童には難しい。この時期、自分の学級集団に 慣れるのが精一杯であり、自分を客観的に評価することなど無理である。 自己コントロールが難しく、些細なことで学習が成立しないことが多いこ の時期の児童への指導は、家庭と連携した深い児童理解が不可欠である。 つまり、中・高学年のように学級を解いて少人数指導のための学習集団を 編成するよりも、学校生活全般で少人数指導を展開することが望ましい。

鹿屋市教育委員会としては,少人数指導が求められる小学校低学年において,その効果を上げるために,学級を解くのではなく,学習,生活集団の少人数化を一致させる方法を推進していきたいと考えている。そのためには,学級の少人数編成が是非必要である。

(2)必要となる調整等

鹿児島県教育委員会へは,少人数指導の充実のために,少人数学級の編成が必要である旨,及び具体的な内容等について説明済みである。本事業の実施に伴って課題となる県が実施する少人数指導事業との調整等の協議を行い,理解を得ている。今後とも県教育委員会との十分な連携のもとで,事業を推進していきたい。

添付資料

- 1 構造改革特別区域に含まれる行政区域を示した図
- 2 構造改革特別区域計画の工程表
- 3 構造改革特別区域計画の工程表の説明書